



パブリック技建株式会社

Public Technical Construction

エコアクション21 環境活動レポート

- ① 事業活動の概要
- ② 環境方針
- ③ 実施体制
- ④ 環境目標
- ⑤ 活動計画
- ⑥ 環境目標及び実績
- ⑦ 実績の推移
- ⑧ 環境活動の取組結果と評価
- ⑨ 環境関連法規への違反・訴訟の有無
- ⑩ 代表者による全体の評価と見直し
- ⑪ 環境にやさしい工法の推進

平成 28年 4月 1日 ~ 平成 29年 3月31日



平成29年 7月21日 作成

□ 事業活動の概要

事業所名	パブリック技建株式会社		
代表者	取締役社長 中村 律司		
所在地	〒431-1111 静岡県浜松市西区伊左地町2790-1 TEL:053-485-5207 FAX:053-485-5255		
環境管理責任者	取締役社長 中村 律司		
事務局	総務課 古田 浩二	kouji.furuta@suyama-group.co.jp	
設立	昭和61年4月3日		
事業内容	舗装工事、景観特殊舗装工事、法面保護工、浚渫・管渠の調査メンテナンス		

建設業許可 静岡県知事許可(特-27)第022483号
土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、造園

事業の規模	活動規模	29期	30期	31期	32期
	売上高	1436百万	1413百万	1464百万	1928百万
	工事件数(件)	602	537	574	623
	従業員	27	30	30	29
	床面積	696	696	696	696

主な保有機械	強力吸引車 高圧洗浄車 テレビカメラ車 ウォータージェット車両 コンバインドローラー タイヤローラー 小型アスファルトフィニッシャー 小型バックホー
--------	---

パブリック技建株式会社 環境方針

□ 環境理念

当社は、土木工事を基本とする全ての事業活動を通じて、環境保全活動を推進し、環境経営を進めることにより、地域社会のよりよい環境づくりと資源循環型社会の構築に貢献します。

□ 基本方針

- I 地球環境保護のため、省資源・省エネルギー・リサイクル活動を推進し、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水利用量の削減に努めます。
- II グリーン購入に努めます。
- III 環境関連の法律を遵守します。
- IV 全社員に環境に関する教育を行い、環境保全の意識を高めます。
- V 環境活動レポートを社内外に公表し、社会とのコミュニケーションを積極的に行ないます。
- VI 環境に有益な工法を推進します。

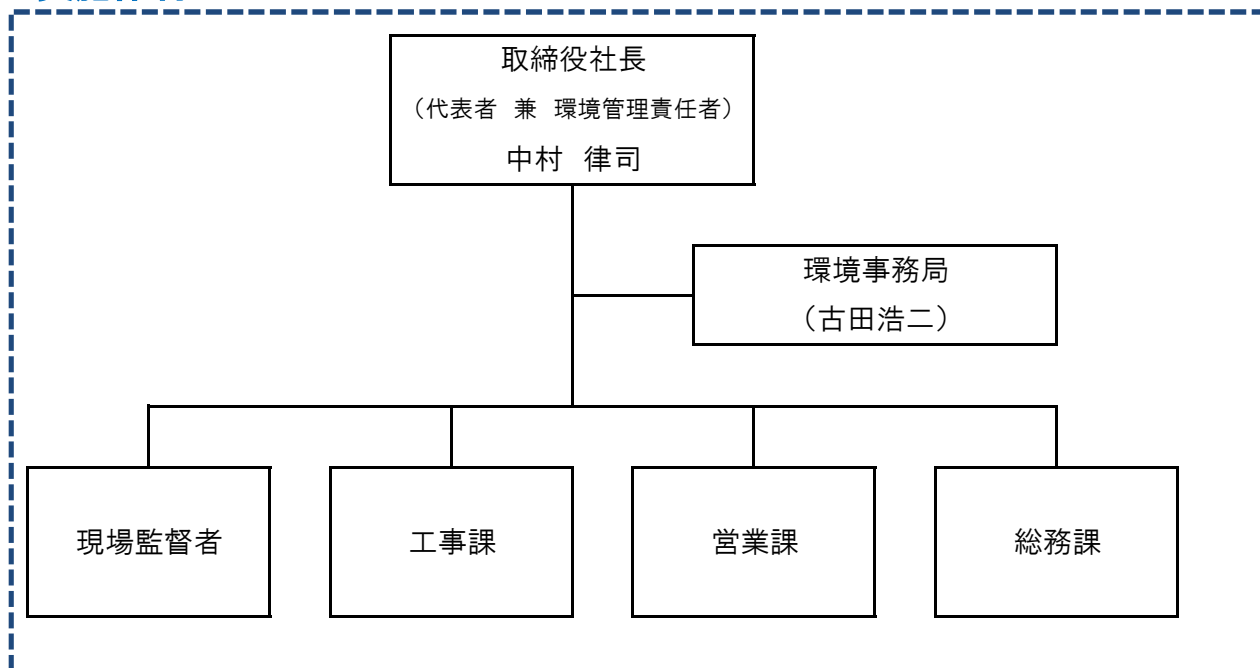
2012年3月25日 制定

2012年6月27日 改定

パブリック技建株式会社

取締役社長 **中村 律司**

□ 実施体制



項目	役割・責任・権限
代表者	環境経営システムの総責任者 ・環境方針の決定 ・環境管理責任者の任命 ・資源(人材・資金・設備・技術)の用意 ・取組結果全体の評価、見直し
環境管理責任者	・システムの構築、運用、維持 ・実施状況の確認と代表者への報告 ・文書作成案のチェック、承認
環境事務局	・全体計画の立案 ・文書及びデータの作成、管理、記録 ・教育、訓練の実施 ・取組みに対するチェック、レポートの作成
各部門長	・課内での環境活動の実施、管理 ・課員への環境目標、活動計画等の周知
全社員	・環境方針の確認と理解 ・積極的に活動への参加

■ エコアクション21の取組の対象サイトと事業活動

- ・事務所：オフィス活動等、工事施工に関わる計画及び準備、施設管理業務、その他
- ・工事監督者：工事施工～完成引渡しまでに係わる活動

■ エコアクション21の認証登録範囲

- ・全組織・全活動・全従業員を対象とする

□ 環境目標

項目	基準年度	基準値	目標 32期 H28.4～H29.3	目標 33期 H29.4～H30.3	目標 34期 H30.4～H31.3
CO2排出量の削減					
電気使用量の削減	31期	13,098 kg-CO2 27,007 kwh	1% 削減	2% 削減	3% 削減
ガソリン使用量の削減	29期	89,880 kg-CO2 38,714 ℓ 基準車両台数 22台 1台当り 4,085 kg-CO2 1台当り 1,759 ℓ	2% 削減	3% 削減	3% 削減
軽油使用量の削減	31期	333,575 kg-CO2 143,679 ℓ	1% 削減	2% 削減	3% 削減
ガス使用量の削減	31期		1% 削減	2% 削減	3% 削減

CO2排出量把握には中部電力のH28.12.27環境省公表(平成27年度実績)の実排出係数の0.486(CO2-kg/kWh)を用いました。

項目	基準年度	基準値	目標 32期 H28.4～H29.3	目標 33期 H29.4～H30.3	目標 34期 H30.4～H31.3
廃棄物排出量	27期	404,694 g	3% 削減	5% 削減	5% 削減
総排水量	31期	144 m3	1% 削減	2% 削減	3% 削減
グリーン購入の推進	31期	68.3 %	1% 増加	2% 増加	3% 増加

項目	基準年度	基準値	目標 32期 H28.4～H29.3	目標 33期 H29.4～H30.3	目標 34期 H30.4～H31.3
環境に有益な工法の提案 保水性舗装の推進 法面緑化の推進			3件 提案 3件 提案	3件 提案 3件 提案	3件 提案 3件 提案
環境教育の推進			教育活動の周知徹底を行う	教育活動の周知徹底を行う	教育活動の周知徹底を行う

□ 活動計画

項目	実施内容	担当	実施スケジュール												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
CO2 排出量の削減 ・電力使用量の削減 ・軽油、ガソリン使用量の削減	a.未使用時、休憩時の消灯	古田	→												
	b.エアコン設定温度の管理 夏26℃、冬23℃	虻川	→												
	c.エアコンフィルターの清掃	古田													
	d.使用していないPCの電源OFF	古田		→				→		→					
	a.アイドリングストップの徹底	古田	→												
	b.エコドライブの推進 急発進、急加速の禁止	古田	→												
	c.タイヤ空気圧のチェック	各担当者	→												
	d.計画的な運転(ルート)	各担当者	→												
	・水使用量の削減	a.水漏れ点検の実施	古田	→											
		b.手洗い、歯磨き時等の節水	虻川	→											
・廃棄物排出量の削減	a.資源ごみ分別の徹底	古田	→												
	b.両面コピー、電子データ利用の促進	古田	→												
・グリーン購入の促進	a.グリーン購入の促進	山田	→												
・環境に優しい工法の推進 保水性舗装(クールベープ) 法面緑化(SF緑化システム)	a.工法のPR活動と普及	・営業課長	→												
	b.施主への提言	・工事課長	→												
・環境教育の推進	毎月の社員総会等にて、環境教育及び活動の周知徹底を図り、全員参加で活動に取り組めます。	古田	→												

□ 環境目標及び実績

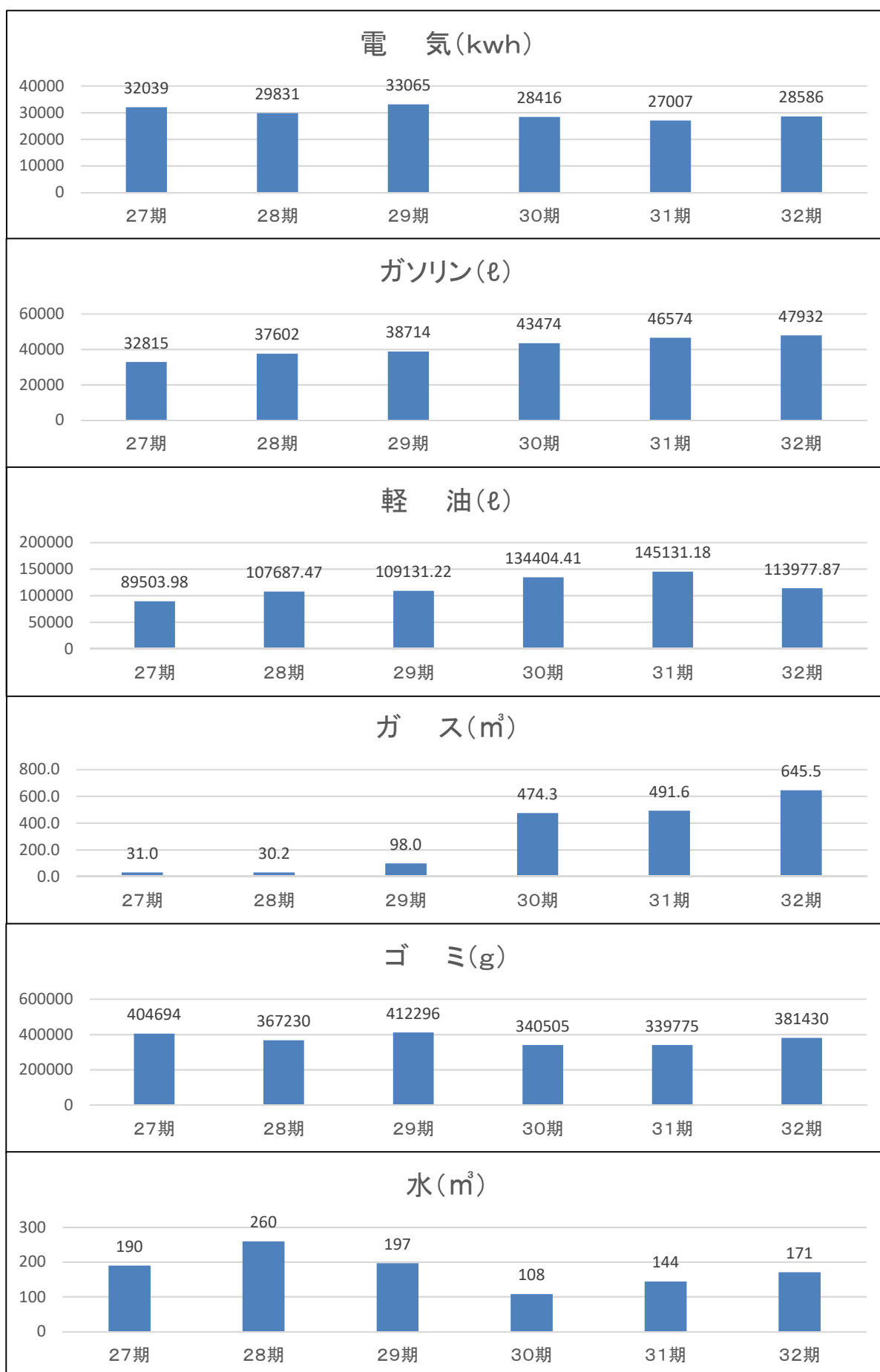
環境目標は、基準数値から削減した数値を目標とする。ただしグリーン購入に関しては増加を目標とする。
判定が × の部分に関しては代表者による評価で変更の指示が出ておりますので次年度以降の目標数値を変更しております。

項目	基準値	32期 目標	実績	判定
CO2排出量の削減				
電気使用量の削減	13,098 kg-CO2 27,007 kwh	1% 削減 12,967 kg-CO2	5.8%増加 13,864 kg-CO2	×
ガソリン使用量の削減	89,880 kg-CO2 38,714 ℓ 基準車両台数 22台 1台当り 4,085 kg-CO2 1台当り 1,759 ℓ	1% 削減 4,044 kg-CO2 1,741 ℓ	1.9% 増加 111,282 kg-CO2 47,932 ℓ 27台 4,121 kg-CO2 1,775 ℓ	×
軽油使用量の削減	336,945 kg-CO2 145,131 ℓ	1% 削減 333,575 kg-CO2 143,679 ℓ	21.5% 削減 264,618 kg-CO2 113,978 ℓ	○
ガス使用量の削減	492 kg 1475.92 kg-CO2	1% 削減 487 kg 1461.16 kg-CO2	31.3% 増加 646 kg 1937.97 kg-CO2	×

CO2排出量把握には中部電力のH28.12.27環境省公表(平成27年度実績)の実排出係数の0.486(CO2-kg/kWh)を用いました。

項目	基準	32期 目標	実績	判定
廃棄物排出量	404,694 g	3% 削減 392,553 g	5.7% 削減 381,430 g	○
総排水量	164 m3	1% 削減 162 m3	18.8% 増加 171 m3	×
グリーン購入の推進	31期 実績 50.0 %	2% 増加 52.0 %	16.8% 増加 66.8%	○
環境に有益な工法の提案 保水性舗装の推進 法面緑化の推進		積極的な提案をする 2件 提案 2件 提案	2件 3件	○ ○
環境教育の推進	毎月の全体会議等にて環境教育 及び活動の周知徹底を図る	社員総会、安全集会での教育の実施を行う	社内研修を5回実施、安全集会を12回実施	○

□ 実績の推移



□ 環境活動の取組結果と評価

項目	実施内容	取組結果とその評価		次年度の取り組み内容
		評価	内容	
CO2 排出量の削減 ・電力使用量の削減 ・軽油、ガソリン使用量の削減	a.未使用時、休憩時の消灯	○	実施をしました。	継続実施
	b.エアコン設定温度の管理 夏26℃、冬23℃	○	実施をしました。	継続実施
	c.エアコンフィルターの清掃	△	フィルターの清掃が年末のみでした。	継続実施
	d.使用していないPCの電源OFF	○	実施をしました。	継続実施
	a.アイドリングストップの徹底	○	実施をしました。	継続実施
	b.エコドライブの推進 急発進、急加速の禁止	△	急いでいる際に時々急発進、急加速がありました。	継続実施
	c.荷下ろし時、エンジンSTOP	△	エンジンをかけたまま荷下ろししていることがありました。	継続実施
	d.計画的な運転(ルート)	○	実施をしました。	継続実施
・水使用量の削減	a.水漏れ点検の実施	○	実施をしました。	継続実施
	b.手洗い、歯磨き時等の節水	○	実施をしました。	継続実施
・廃棄物排出量の削減	a.資源ごみ分別の徹底	○	実施をしました。	継続実施
	b.両面コピー、電子データ利用の促進	○	実施をしました。	継続実施
・グリーン購入の促進	a.グリーン購入の促進	○	実施をしました。	継続実施
・環境に優しい工法の推進 保水性舗装(クールベープ) 法面緑化(SF緑化システム)	a.工法のPR活動と普及	○	実施をしました。	継続実施
	b.施主への提言	○	実施をしました。	継続実施
・環境教育の推進	毎月の社員総会等にて、環境教育及び活動の周知徹底を図り、全員参加で活動に取り組めます。	○	実施をしました。	継続実施

評価 → ○印:達成及び実施 △印:未達成 ×印:未実施

□環境関連法規への違反・訴訟の有無

区分	法規・条例・規制	条文	要求事項	適用	遵守状況	
義務	浄化措法	第10条	浄化槽管理者の浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃	定期的(年1回)の点検	○	
		第11条	定期検査(指定検査機関の行う水質に関する検査)	年1回実施(静岡県生科学センター)	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第3条	事業者の責務(事業者の一般廃棄物の自ら処理)			○
		第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等)			○
		第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理			○
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理(事業者の産業廃棄物の自ら処理)			○
		第12条第1項	自らの産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の産業廃棄物の収集・運搬基準の遵守			○
		第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管			○
		第12条第3,4項	事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管する場合の事前届出(保管をした日から起算して14日以内)			○
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託			○
		第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守			○
		第12条第7項	事業者の産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認(産業廃棄物の処理を委託する場合)			○
		第12条の3第1項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付			○
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェスト保管(A票、5年間)			○
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェストの写し(B票)の90日以内の送付等			○
		第12条の3第6項	管理票交付者のマニフェストの写し(B票)等の保管			○
		第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告			○
	騒音規制法	第5条	騒音規制基準の遵守義務			○
		第6条	騒音特定施設設置の届出			○
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第5条	指定製品及び特定製品の管理者	フロン類の管理の適正化等		○
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等	フロン類の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託		○
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	第1種フロン類充てん回収業者にフロン類を引き渡し		○
		第42条	特定解体工事元請業者の特定解体工事発注者に対して確認及び説明			○
		第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類充てん回収業者への書面の交付		○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車の所有者の責務	自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務		○
		第73条	使用済自動車のリサイクル(使用済自動車の引き取り業者への引き渡し)	廃棄時有料にて適切な引渡し		○
	静岡県条例	第4条	事業者の産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定・実施する責務			○
		第6条	土地所有者等の所有土等の適正管理			○
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置			○
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等			○
		第11条	事業者の産業廃棄物の不適切処理に係る措置等			○
	責務	法令	環境基本法 第8条	事業者の責務	公害の防止、自然環境適正保全のための措置の実施等(エコアクション21への積極的取組)	○
			循環型社会形成推進基本法 第11条	事業者の責務	循環型社会の形成、廃棄物なることの抑制、3Rへの努力	○
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法) 第4条			事業者の責務	分別排出の協力	○	
資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法) 第4条			廃棄物の発生抑制、再生資源の利用の促進	廃棄物の分別化の徹底、指定OA機器の適正処分(パソコン等機器のリサイクル化)	○	
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法) 第5条			事業者の責務(温室効果ガス発生抑制)	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力(エコアクション21への積極的取組)	○	
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) 第5条			事業者の責務	環境物品購入の推進	○	
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第7条			事業者の責務	使用済小型電子機器等を分別、使用済小型電子機器等の収集・運搬・再資源化業者へ引き渡し	○	
静岡県条例		静岡県環境基本条例 第6条	事業者の責務	環境への負荷への低減公害防止、自然環境保全に必要な措置の実施等	○	
		静岡県地球温暖化防止条例 第4条	事業者の責務	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、県が実施する地球温暖化対策への協力(エコアクション21への積極的取組)	○	
浜松市条例		浜松市環境基本条例 第6条	事業者の責務	公害の防止 環境への負荷の低減 環境の保全及び創造に資する必要な措置の実施 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力	○	
		浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例 第4条	事業者の責務	事業系廃棄物の減量化 廃棄物等の分別をすること等による資源物の資源化 廃棄物の適正処理 市が実施する廃棄物の減量等に関する施策への協力	○	
		浜松市音・かおり・光環境創造条例	第8条第2項	騒音の防止	自らの事業活動に伴って発生する騒音による近隣の静穏な生活環境への阻害の防止	○
			第9条	悪臭の防止	近隣の生活環境を損なうことのない悪臭の少ない生活環境の保持	○
浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例 第4条		事業者の責務	快適で良好な生活環境を確保、市が実施する迷惑行為の無い快適で良好な生活環境の確保に関する施策への協力	○		

以上、当社が遵守すべき環境関連法規及び条例等への違反はありませんでした。
さらに過去3年間 関係当局からの違反の指摘、近隣・利害関係者等からの訴訟等もありませんでした。

平成29年 3月31日

環境管理責任者 中村 律司

□代表者による全体の評価と見直し

①代表者による確認

項 目	確 認 (必要に応じてコメント記載)
1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> :
2 環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> : 工事量増加に伴う使用量増加の部分が大半である。
3 環境活動計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> : 下請け業者にも指導の必要性を感じている。
4 環境関連法規及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> :
5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> : 全社員が参加する体制作りが必要
6 その他	<input type="checkbox"/> :

②代表者による評価

項 目	変更の必要性	指示事項等
1 環境方針	有・ <input type="radio"/>	
2 環境目標・計画	<input checked="" type="radio"/> 有・無	全面的な目標の変更が必要である。
3 環境活動計画・取り組み項目	有・ <input type="radio"/>	
4 環境に関する組織	有・ <input type="radio"/>	
5 その他環境経営システム要素	有・ <input type="radio"/>	
6 その他	有・ <input type="radio"/>	

③総評

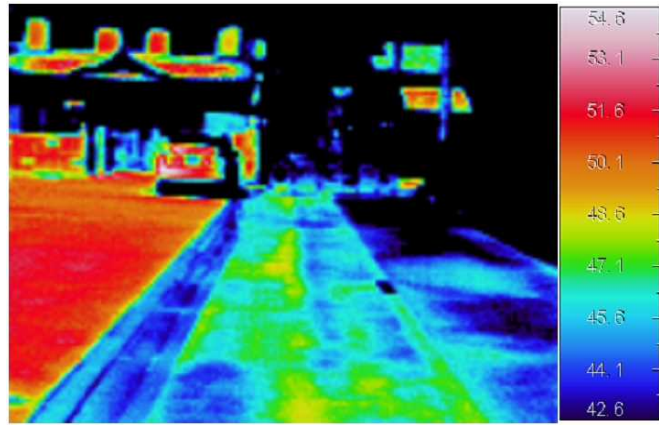
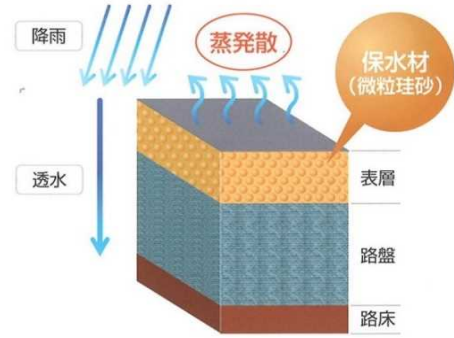
□全体の評価・コメント
<p>今年度工事量は昨年に比べ3割以上多い19億を超え忙しい1年でした。工事の増加に伴い事務所での作業や車での移動の増加等要因が多数あり電気使用量、ガソリン使用量、LPG使用量及び水使用量が総量で増加している傾向にあります。</p> <p>人手が不足している建設会社として効率化のためには機械を利用したの施工が今後は非常に増えていくと思われます。</p> <p>機械化施工が増えればガソリンや軽油の使用量は増加します。その中でも無駄なガソリン、軽油の使用が無いように安全集会を中心に協力業者にも指導を広げ、環境にやさしい建設会社をめざします。</p> <p>今後、更なる全社員への取り組みの浸透・教育を徹底させていただきます。</p>

平成29年 5月19日
パブリック技建株式会社
取締役社長 中村 律司

□ 環境にやさしい工法の推進

保水性舗装(クールベープ)

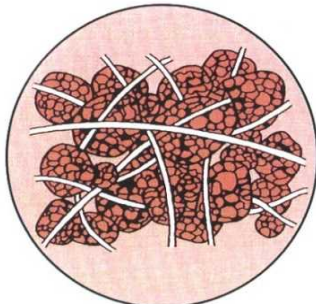
ヒートアイランド現象を緩和し、熱帯夜を軽減する新しい舗装。舗装体の中に、雨水などの水分を吸収・保水する機能を持った舗装です。晴天時は、吸収・保水した水分が表層から蒸発するときに路面から蒸発熱を奪うので、路面温度の上昇を抑制(最高18℃:当社試験データ)することができ、環境、人にやさしい舗装です。



サーモグラフィ画像

法面緑化(SF緑化システム)

高吸水性の植物繊維をノズル部分から混入し、泥状基材内に溶かした接着剤を染み込ませます。噴射時の疎水反応を利用して水分のみを除去し、斜面定着後に強力な粘着性を発揮させる、全く新しい発想の繊維による基盤補強です。



施工中



施工後



地球温暖化防止、緑化増加によるCO2削減につながる工事の受注に取り組んでいきたいと思ひます。